



G7 富山環境大臣会合 コミュニケ(仮訳)

1. 我々、G7 の環境担当大臣、上級代表及び欧州委員は 2016 年 5 月 15 日、16 日に富山で一堂に会した。会議には、地球環境ファシリティ(GEF)、持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI)、経済協力開発機構(OECD)、国連環境計画(UNEP)、国連グローバル・コンパクト及び 100 レジリエント・シティの長・高官や、ブリストル市、フィレンツェ市、フランクフルト・アム・マイン市、東松島市、北九州市、富山市、バンクーバー市、ヴィトリール・フランソワ市といった各市の代表、及び富山県知事も参加した。
2. 2015 年は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下「2030 アジェンダ」という。)、気候変動に関する「パリ協定」、仙台防災枠組 2015-2030、アディスアベバ行動目標等の画期的な国際的な成果が採択された年であった。2016 年は我々がこれらの成果を実行に移すための行動を取らなければならない年であるため、本年開催する G7 富山環境大臣会合は重要な役割を担っている。本会合において、議長である日本国環境大臣より、我々が低炭素で、強靱であり、持続可能な社会に向けた明確な道筋を示さなければならないという基本的な考え方が示された。この道筋は、2015 年の重要な進展を受け、我々の過去の環境政策に関する経験と知見に関連した政策や施策の全ての国との共有により示されるべきである。本会合では、気候変動や環境の劣化への対応の緊急性を考慮した上で、我々が取り組まなければならない様々な環境上の課題について議論がなされた。
3. また、議論の冒頭に、日本は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した地域における環境回復及び復興の進展の現状を説明した。日本は、進展中の除染に係る情報とともに、それが一部地域における避難指示の解除及び地域経済の再生に貢献していることについて説明した。その他の G7 の環境大臣及び EU 代表はその報告及び日本の取組を歓迎した。日本は、G7 メンバーを含む国際社会からの支援に感謝の意を表した。さらに、我々は、熊本及び大分での最近の悲惨な地震によって被災した方々、並びに、自然災害やそれによって引き起こされた環境の劣化に苦しんでいる方々に対して、心からの連帯の意を表明する。
4. 本会合では 2030 アジェンダ、資源効率性・3R(リデュース・リユース・リサイクル)、生物多様性、気候変動及び関連施策、化学物質管理、都市の役割並びに海洋ごみの 7 つのテーマについて議論が行われた。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

G7 環境大臣としての SDGs の実施

5. 我々は、2015 年 9 月の国連サミットにおける 2030 アジェンダの採択を歓迎し、全てのレベルで実施を促進する用意がある。2030 アジェンダは、環境、社会及び経済という持続可能な開発の三側面を統合し、発展の度合いに関わらず全ての国に普遍的に適用され、誰一人取り残さないことを目指す。我々は、「持続可能な開発目標」(SDGs)が 2030 アジェンダの統合的な特性を反映し、それゆえ、この新たなアジェンダの中核であり、2030 アジェンダ及びその SDGs の達成が向こう 15 年間及びこれを超える期間にわたり、人間、地球及び繁栄にとって決定的に重要であることを認識する。環境は持続可能な開発の三側面のひとつであることから、我々は SDGs の

実施において、G7 環境大臣としての権限の範囲内で、全ての側面の均衡が保たれて取り組まれるよう、重要かつ積極的な役割を有する。我々は、また、SDGs の達成のために多数の具体的な施策を推進することにコミットする。

- 2030 アジェンダ及びその不可欠な部分を成すアディスマバ行動目標で強調されたグローバル・パートナーシップは、多様なステークホルダーとの協力を促進する助けとなる。我々は、SDGs を効果的に実施するため、政府が、企業及び金融、市民社会、地方自治体や学界等鍵となる他のステークホルダーとの協力の促進や、国際ネットワーク及び既存のイニシアティブと連携することの重要性を認識する。産業界が本業として SDGs を実施すれば、その影響は大きいため、産業界の参画を得ることは特に鍵となる。我々は、また、SDGs のガイドライン普及等の活動を通じて SDGs を推進することにコミットする国連グローバル・コンパクトや他のビジネス・ネットワークとの連携の重要性を認識する。

G7 メンバーによる SDGs の環境的側面の実施促進施策

- G7 富山環境大臣会合に先立ち、それぞれの国の状況に基づいた、現時点における国内での SDGs 実施を促進する計画・施策についての情報が共有された。いくつかの国は、SDGs の国家戦略への反映、適切な実施体制の整備、SDGs を実施する関係者(ステークホルダー)を巻き込む仕組みの設置等を行っている。そのような情報は、我々が注目すべき G7 による活動を認識することに役立つ。
- 我々は、フランスによる全省庁と全ステークホルダーが参加する包括的な SDGs 実施枠組みの構築作業、イタリアによる SDGs を踏まえた国家持続可能な開発戦略の改定、カナダによる連邦持続可能な開発戦略に関する国民からの意見聴取の過程、米国による SDGs をレビューするため及び国内実施の進捗を測定する最良の方法を特定するためのハイレベルでの取組過程、英国によるイングランドの 25 年環境計画の策定、SDGs をドイツの文脈に取り入れることを目的とした、連邦首相府主導で社会全体が参加する、ドイツによる国家持続可能な開発戦略をレビューする全政府的なアプローチ、そして、日本による省庁の枠を超えた国内実施制度の計画、及び環境関連分野における先行事例に関する情報交換を行い、活動を認め合う仕組みとしてのステークホルダーズ・ミーティングの設置を含む現在進行中の活動に留意する。
- 我々は、各国において、それぞれの優先順位や体制を考慮して実施されている取組を歓迎する。本会合の成果は、適切な場合には、国連環境計画第2回国連環境総会(UNEA2)、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムや国連総会、経済社会理事会等の国際的な場で共有される。我々は、SDGs の達成を目指す全ての国・ステークホルダーによる取組を奨励する。

G7 による協調行動

- 世界における実施を促進していくために、我々は関連する行動について互いに協調する。この協調を通じて、我々は、G7 メンバー内外に、環境上の課題への我々の強いコミットメントを示す。
- 自発的な協調行動を立案する際、我々は、他国の SDGs に関する行動を活性化しうる優れた行動に焦点を当てることの有用性を認識する。それゆえ、我々は、具体的な協調行動について現在進行中の議論及び協調を実務者間で継続するよう奨励する。
- 協調行動の特定にあたっては、我々は、現在進行中の国際イニシアティブにおける活動に焦点をあてることを考慮する。これらは、先進国が主導しつつも、全ての国が持続可能な消費と生産

のパターンを促進すべきである旨に留意した「国連持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)」の活動を含みうる。「持続可能な消費と生産」(SCP)に関する SDG ゴール 12 は、達成に向けた追加的道筋が多様であり、SCP を明示的に含む、包摂的かつ持続可能な経済成長(ゴール 8)等他のゴールとの相乗効果をもたらさう。我々は、生産者・消費者の立場で、SCP が公的機関間だけでなく、民間セクター、市民社会、学界によるマルチステークホルダー・パートナーシップが必要である分野であること、また、SCP が発展の度合いに関わらず、全ての国の課題であることに留意する。それゆえ、我々は、これらのセクターによって実施された SCP に関する活動は持続可能なサプライチェーンを醸成することを認識する。SCP で協調可能な分野を更に検討していくことが必要である。食料廃棄を減らすことによる気候変動等の環境分野での便益を測定する比較可能な手法の開発、製品の環境負荷に関する情報、「第二の価格付け(second price tag)」、賞味期限の変更、外部費用の内部化等の協力も含まれる。

他国における SDGs の実施の推進

13. 我々は、支援を必要とする他国が SDGs を達成できるように、技術的、協調的な支援を提供することの重要性を認識する。我々が環境政策の策定において獲得してきた経験と知見を共有することは、他国における SDGs 実施に貢献しうる。

資源効率性・3R

資源効率性・3R に関する G7 のイニシアティブの進展

14. 我々は、2008 年の神戸 3R 行動計画、G8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言及び 2015 年の G7 エルマウ・サミット首脳宣言を含む一連のコミットメントに基づく G7 のイニシアティブについての意味のある進捗を認識する。それでもなお、我々のイニシアティブを更に推進する必要がある。我々は、資源効率性のための G7 アライアンスを含む、資源効率性・3R に関するイニシアティブの実施を継続するという我々の強いコミットメントを強調する。

経済成長と天然資源利用との分断(デカップリング)の促進

15. 我々は、経済成長と天然資源利用との分断(デカップリング)を促進することが、パリ協定や SDGs の実施に必要であることを強調する。我々は、非持続的な天然資源消費とそれに伴う環境劣化が将来世代に及ぶことを回避するため、あらゆる努力を行う。

競争力強化及び雇用創出

16. 我々は、資源効率性を向上させ、3R を推進することは、競争力強化、経済成長、供給の安全保障、雇用創出にも寄与することを強調する。

UNEP-IRP 及び OECD による作業の歓迎

17. 我々は、また、エルマウ・サミットの要請に基づき作成された UNEP 国際資源パネル(IRP)統合報告書及び OECD 政策報告書において指摘されたように、協調した行動による資源効率性向上のポテンシャルは著しく、環境のみならず、経済成長、技術革新、資源安全保障及び社会開発に多大な関連する便益をもたらすことを認識する。この点に関し、我々は、UNEP-IRP 及び OECD による作業を歓迎するとともに、資源効率性・3R 推進のための政策を更に後押しする今後の活動を通じて、政策立案者への支援を継続することを招請する。我々は、報告書をレビューし、来年、議長国イタリアのもと、結論を得る。

G7 アライアンス・ワークショップの認識

18. 2015 年及び 2016 年にドイツ、英国、日本及び米国によって開催されたワークショップが示すよう

に、我々は、資源効率性に関するベスト・プラクティスを共有し、関係者間のネットワークを創出する資源効率性のための G7 アライアンスの重要性を認識し、資源効率性のための G7 アライアンスを通じた協力を継続する。

関連する環境上の課題の統合と関係者間の連携

19. 我々は、資源効率性及び3R の促進が、温室効果ガスの排出削減や水フットプリントの制限といった様々な環境上の課題に取り組むことに加え、競争力や経済成長、資源供給保障、雇用創出への取組に寄与することを認識する。我々は、特に、資源効率性と3R に関する世界規模での努力が、陸域起源の海洋ごみの防止と削減にも貢献することに留意する。我々は、また、リマ・パリ行動アジェンダのイニシアティブを歓迎し、これらの動向に産業界が積極的に関わることを招請する。我々は、すべての国々とのパートナーシップの重要性を再確認し、資源効率性のための G7 アライアンス等の機会を通じて、資源効率性・3R に関する知見を広めることにコミットする。

富山物質循環フレームワーク

20. 我々は、G7 が積極的なリーダーシップを示す必要性を再確認し、附属書にある「富山物質循環フレームワーク」を採択する。

生物多様性

生物多様性の重要性

21. 生物多様性は生命維持システムに極めて重要な役割を果たしており、それゆえ人間を含む地球上のすべての生命に最も重要なものである。生物多様性及び生態系全体は、食料や資源、薬、住居、水等を提供し、自然災害を緩和又は防止し、気候を調整し、レクリエーションの機会を提供してくれる等、様々な生態系サービスを提供する自然資本である。我々は、生物多様性の損失や生態系の劣化は環境問題であるとともに、人間の福利を減少させる社会経済問題であるとも認識する。また、生物多様性関連条約が果たす重要な役割についても認識する。

社会経済システムの変革

22. 「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」で示され、また、リオ+20 サミットで採択された「私たちが望む未来」宣言や 2030 アジェンダで強調されたように、土地の消耗や非持続可能な利用、汚染等の人間活動により引き起こされている生態系や生態系サービス、生物多様性の劣化に対処するための効果的な解決策にたどり着くためには、社会経済システムの変革とともに我々個人の行動の変革が必要である。

生物多様性の価値の統合

23. より具体的には、劣化よりも保全のほうが有益であり、非持続可能な利用よりも持続可能な利用のほうが有益であるように社会経済システムを移行させる必要がある。これを達成するために、我々は、生物多様性や生態系、生態系サービスの価値を考慮し、それらを適切な形で経済や政策意思決定に統合することが重要な課題であると認識する。

経済的アプローチ

24. TEEB は生物多様性や生態系サービスを評価する際の生物物理学、社会科学、経済学等を跨ぐ学際的なアプローチの重要性を示している。生態系サービス支払(PES)や製品認証、取引可能な権利、税金、補助金、その他の市場を活用した措置等の具体的な経済的措置から、自然資本勘定等の国内的・国際的なアプローチの開発や実施まで多岐に亘る経済的アプローチは、

生物多様性の保全や持続可能な利用のための広範囲に亘る戦略に含まれるとき、生物多様性の損失や生態系の劣化の減少に貢献し得る。

経済的アプローチの基盤

25. 自然資本や生態系サービスの経済価値評価は、これらの学際的アプローチに不可欠な貢献であり、例えば生態系を活用した気候変動への適応(EBA)や生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等の自然を活用した解決策の文脈では重要となり得る。我々は、中央政府を通じてだけでなく、地方政府や民間活動、市民による購買決定等も通じて、これらのアプローチに基づく生物多様性保全活動が様々な国において実施されることを歓迎する。

効果的な実施への留意

26. しかし、経済的アプローチやその他のアプローチの効果的な実施に関する様々な課題がある中で、生態系の価値を適切に反映し、効果を担保し、意図しない負の影響を避ける戦略的なアプローチの必要性を我々は留意する。例えば、生物多様性オフセットは、ミティゲーション・ヒエラルキー(生物多様性に対する影響の回避・低減・相殺)を厳格に適用しなければ、逆の影響をもたらす可能性がある。

(遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる)利益の公正かつ衡平な配分

27. 経済的アプローチやその他のアプローチに関連し、我々は、国際的に合意されたように、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を促進すること、及びそれらの資源への適切な取得の機会を促進することの重要性を認識する。

野生生物の持続可能な利用

28. 経済的手段は他のアプローチを補完するものであるため、我々は、合法的な野生生物の商取引等の持続可能な利用は、地元のコミュニティを参画させることで生物多様性保全に有益となり得ることを再確認する。この文脈において、我々は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)を効果的に実施するという我々のコミットメントを再確認する。

野生生物の違法取引への取組

29. 野生生物の違法取引は、依然として特定の種の存続に対する主要な脅威のままであり、保全のみならず、自然・文化遺産の損失等社会経済的な課題への悪影響を、主としてそれらの種の原因国へもたらす。このため、我々は、国連総会、第一回国連環境総会、違法野生生物取引に関するロンドン会議、カサネ会議、そして昨年サミット等へのこれまでのコミットメントに沿いつつ、保護対象となっている野生動植物の種の違法取引と闘うために、行政上、立法上又はその他の措置を含む行動をとること及びそれらを支持することの重要性を強調する。我々は、また、野生生物の違法取引と闘う他のハイレベル会合における努力に留意する。

違法伐採への取組

30. 違法伐採及び関連する貿易は環境の劣化、生物多様性の損失、森林減少をもたらすことを認識し、我々は、森林ガバナンスを向上させ、違法伐採や関連する貿易と闘い、合法的かつ持続可能な方法で生産された木材の利用を支援することが、森林減少や劣化を抑制し、生物多様性を保全する国際的な取組の重要な一部であるものとして、そのための適切な措置を採る意思を決意している。

経済的アプローチの追求

31. 生物多様性を主流化するための経済的アプローチの有用性を認識し、我々は、これらの仕組

みを更に開発し、推進することにコミットすることにより、農林水産業を含む産業部門にまたがる「福利のための生物多様性の主流化」という課題への取組や、生物多様性条約(CBD)の愛知目標、SDGs に貢献する。さらに、我々は、例えば、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォームの作業等、アイデアやグッド・プラクティス、能力開発の継続的な共有のための様々な機会において、これらの経済的アプローチを追求していくことを決意する。

関連条約や国連組織の効率性の向上

32. 我々は、また、すべての関連するレベル及び経済部門において政策的な一貫性を強化するための適切な手段、及び多国間環境協定との調整と協力を向上させるための適切な手段を通じて、生物多様性関連条約や関連する国連組織のシナジーを促進し、これらの効率性を向上させることにコミットする。

国家管轄権外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用

33. 我々は、海洋生物多様性を保全し、持続可能に利用するための地域的及び国際的な努力を、特に海洋ガバナンスという点において促進することの重要性に留意する。また、国連海洋法条約の下、国家管轄権外の地域における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的に法的拘束力のある法律枠組みを国連プロセスの中で目指すことを支持し、建設的に参画する。

気候変動及び関連施策

パリ協定

34. 我々は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第 21 回締約国会議(COP21)における気候変動に関するパリ協定の採択を歓迎する。本協定は全ての締約国に適用され、緩和、適応、実施手段及び透明性をバランスよく含む。これは、世界的な気候変動対策における歴史的な転換点であり、持続可能な開発と貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体による対応の強化を目指すものである。これは、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2°Cより十分下回るよう抑えること、及び 1.5°Cまでに制限するための努力を追求することを含む長期的な世界全体の目標を明確にしている。また、本協定は、適応に関する重要なマイルストーンであり、能力の向上及び気候変動に対する強靱性の強化並びに気候変動に対する脆弱性の低減を目的とする世界全体の目標を掲げている。さらに、資金の流れを温室効果ガスの低排出型の、かつ、気候に対して強靱な発展に向けた方針に適合させるとの条項を含むものである。本協定は、協定の長期的目標を達成するために締約国が定期的に進捗をレビューし、努力の引上げを行うための長期的な仕組みを設定している。協定の下で設立された、強化された透明性枠組みは、全ての国による効果的な実施のために重要な役割を果たすものである。
35. 我々は、4 月にニューヨークにおいて開催された署名式において 170 以上国の締約国が署名し、批准書の寄託を開始し、気候変動対策に向けた強い政治的意思を示していることを歓迎する。我々は、全ての締約国の参加を得た協定の早期発効及びバランスのとれた実施の重要性を確認する。我々は各国の国内措置の強化を通じて、各国が決定する貢献の早期かつ着実な実施により、リーダーシップを示すことを決意し、協定の下で漸進的により野心的な行動を確保していくことを待望する。我々は、できる限り早期の協定への参加に向け、必要な国内措置を講じる意志があり、他の締約国、とりわけ主要排出国にも同様の取組を奨励する。
36. パリ会合以降初めて、パリ協定特別作業部会及び UNFCCC の補助機関の会合がボンにおい

て開催されるにあたり、我々は、パリ協定の詳細ルールの策定を含む、協定の効果的な実施を支援する作業に、全ての締約国が積極的に参加するよう招請する。我々は、また、COP22 を実施及び行動を強調する会議にするとモロッコの努力を強く支持し、この文脈において全ての締約国及びステークホルダーに、野心的な気候計画及び行動を示す準備をしてマラケシュ会合に参加するよう奨励する。

長期温室効果ガス低排出発展戦略

37. 我々は、長期温室効果ガス低排出発展戦略が、グローバル・ストックテイクからも情報を得つつ、各国が将来の貢献を計画する際の枠組みを提示する点で重要な役割を担っていることを認識する。
38. 我々は、長期温室効果ガス低排出発展戦略の策定における、G7 メンバーの主導的な努力の重要性を認識する。2018年のIPCCによる1.5°Cの地球温暖化と関連する排出経路に関する特別報告書及びUNFCCCの下の緩和野心に関する促進的な対話を認識しつつ、我々は、可能な限り早期にかつ十分にCOP21で定められた期限内に戦略を策定し、UNFCCC事務局に提出することにコミットする。戦略を率先して提出することが、低炭素社会に向けて必要な転換について、民間部門や他国に強いシグナルを送ることになる。戦略は、パリ協定の長期的目標及び今世紀後半に人為的な温室効果ガスの発生源による排出量と吸収源による除去量との間の必要な均衡を達成するために不可欠な手段である。
39. 長期温室効果ガス低排出発展戦略の策定のために、また他国と協力するために、我々は、各国の将来シナリオ、戦略、目標に関する研究と、研究者のネットワークを通じた知識共有の重要性を認識する。我々は、本年以降、これに関する交流を深めることにコミットする。

市場アプローチを含む緩和策

40. 低炭素社会の実現のために、我々は、効果的かつ効率的な政策手段の組み合わせを動員し、大胆な国内対策をとること、また全てのステークホルダー及び全てのレベルの政府機関と共に取り組むことの重要性を認識する。我々はリマ・パリ行動アジェンダの継続を支持し、2020年までの具体的な行動に向けて国家及び非国家主体を動員することの維持及び強化を求める。我々は、COP21において創設された新たな連合やイニシアティブに積極的に参加することにコミットする。
41. 我々は、環境配慮が世の中に行き渡っているという意識が共有された、より持続可能な経済システムの実現の重要性を認識する。経済の全セクターと、家庭レベルを含む社会の全てのレベルにおける、より大きなイノベーションと改善・強化された情報が環境の劣化を最小限に食い止めるために不可欠な要素である。環境・社会・企業統治(ESG)投資の促進を通じた経済システムの転換及び金融システムのグリーン化は、低炭素社会の実現に必要であると認識されている。また、金融システムを全ての面(バンキング、債券、保険、機関投資家、資本市場)においてグリーン化することは、短期的・長期的に持続可能な投資を保証し、民間セクター、新規ドナー及び多国間開発銀行を動員する鍵となる。
42. 市場アプローチを含むカーボンプライシング(炭素への価格付け)は、費用対効果のよい排出削減及び低炭素経済への転換を支援する政策手段として、既に多くの国や地域において導入されている。我々は、このような施策はイノベーション及び長期的な排出削減のための低炭素投資の強化に効果的な手段であることを強調し、故に更に促進されるべきであることを強調する。我々は、東京で開催される炭素市場プラットフォームの第一回戦略対話が、このようなイノベ

ションや投資を誘引し得る、市場アプローチを含む炭素価格に関するベスト・プラクティス及び見解を政府が共有する機会となることを期待する。

43. 革新的技術の開発及び社会実装・普及は、変革的及び長期的な気候変動対策の実施に不可欠である。これらの技術のうち幾つかは既に普及段階にある。政策支援は、特に低炭素技術や製品の普及の初期段階において、全ての国において必要である。我々は市場メカニズムが、優れた低炭素技術及び製品の世界的な普及を支援し得ると認識する。我々は、G7 のパートナーや他の政府が、国内及び国際的な市場的手法、とりわけ日本の二国間クレジット制度(JCM)の実施を通じて得たグッド・プラクティスや知見等を共有することを奨励する。我々は温室効果ガス排出量の測定・モニタリング能力を強化するため、強固な地球観測の必要性を認識する。

コベネフィットのある対策

44. 我々は、緩和行動が、適応、大気汚染、資源効率、その他の環境、経済及び社会的な懸案事項への大きなコベネフィットをもたらし得ることを認識する。コベネフィットのある対策の特定・適用は、更なる緩和政策の促進につながり得る。多くの国において、交通部門対策を含む国家レベルの効果的な排出削減策が取られており、公衆・環境衛生と気候行動の気候コベネフィットの実現に向けては、効率的な遵守及び執行メカニズムを備える必要があることが広く認識されている。
45. 資源効率及び 3R は、温室効果ガスの大きな排出量があるもの見落とされがちな分野、例えば製造部門におけるサプライチェーン等におけるギャップに対応する重要な機会を提供すると共に、経済発展と競争力の向上にもつながる。
46. 我々は、特に、ブラックカーボン、メタン、地表オゾン、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)を含む短寿命気候汚染物質(SLCPs)の排出量の緩和の重要性を認識する。SLCPs の削減策は、短期的な温暖化の速度を緩めることに役立ち、同時に人々の健康及び食糧安全保障に大きく貢献する。この点から、我々は、短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリションや、グローバル・メタン・イニシアティブを含むパートナーとの協働の重要性を再確認する。我々はまた、石油・ガス部門等からのメタン排出の緩和や、大型及び乗用自動車の環境性能の向上等、必要に応じた国内対策の採用を支持する。

HFCs 及びその他フロン類

47. フロン類対策に関して、我々は、モントリオール議定書の締約国による、モントリオール議定書の下で HFCs 対策を行うとのドバイでの決定を歓迎し、HFCs の段階的な削減に係るモントリオール議定書改正を 2016 年に採択することを支持する。我々は、また、HFCs や他のフロン類を使用する機器や製品の稼働中及び廃棄時の管理を含む、ライフサイクルを通じて排出量を最小限に抑えるための具体策の実施の重要性を認識する。

国際航空と海上交通

48. 国際航空と海上交通からの予測される排出増加の大きさを認識し、我々は国際民間航空機関(ICAO)や国際海事機関(IMO)を通じた、国際航空や海上交通からの排出削減努力を歓迎し、加盟国が遅滞なく効果的な手段を実施することを招請する。特に、我々は、2020 年以降のカーボンニュートラルな成長を可能にするため、2016 年の ICAO 総会における世界的な市場を活用した措置に関する合意の重要性を強調する。

適応に関する行動と協力

49. 人々の生命と健康、社会経済システム及び陸域・海域生態系への気候変動影響の喫緊の脅威に備え、またこれに対応するため、適応行動の必要性を認識しつつ、我々は、気候変動への適応を政策、投資、プログラムに組み込み、また、内外の行政機関と協力して国家適応計画プロセスを効果的に実施するための国内の組織的対応・制度を強化することの重要性を確認する。我々は、また、気候変動影響に関する科学的知見を強化し、気候変動リスク評価又は脆弱性分析や適応策の効果に関する方法論を更に改善し、国家適応計画(NAPs)の策定を通じたものを含む知見を各国間で共有することの重要性を認識する。
50. 我々は、市民社会や民間セクターを含む多様なステークホルダーによる適応行動の重要性を認識し、情報プラットフォームや関連ステークホルダー間のコミュニケーションの有用性を確認する。我々はまた、国、地域、及び地方自治体が効果的な適応計画立案及び行動のために緊密に協働することの重要性を認識する。さらに、我々は、地方自治体、その他ステークホルダーの適応に関する知見及び経験を国際社会と共有する重要性を理解する。
51. 我々は、また、気候変動リスク評価又は脆弱性分析に関する国際的に一貫性のある方法論の推進の重要性を認識する。

開発途上国への支援と協力

52. 我々は、開発途上国への既存の支援の重要性を再確認する。我々は、公的及び民間からの増額された気候資金の提供と動員の努力を継続する。我々は、他の国々にも気候資金を提供すること又は提供を継続すること及び動員することを奨励する。この観点から、我々は、緩和及び適応への支援のバランスを取るよう努力することを再確認する。我々はこれらの努力を、国際協力を通じ、G7 以外の国、多国間の開発銀行や民間セクター等その他の国際的な主体と共に進める意志があることを強調する。我々は、世界の排出ギャップを埋めるための緩和機会を特定し、パリで合意された長期的目標達成に向けた進捗を確保するための5年毎の野心サイクルに積極的に参加するための情報提供を行うことを目指し、気候変動への適応能力の強化、強靱性の強化、脆弱性の低減のために適応行動を支援するとの観点から、支援を必要とする開発途上国において、国家気候計画の策定に向けた国内準備を支援すべく、我々のパートナーとの協働に期待する。
53. 我々は、開発途上国、特に、最も能力の限られた国々が、効果的な気候変動行動をとるため、制度面の能力強化のための能力開発支援の重要性を認識する。このような支援には、温室効果ガスの排出及びNDCに向けた進捗を辿れるような開発途上国内の制度的能力の構築への支援や、各国の取組に関する透明性の改善が含まれる。この観点から、我々は、GEFによる透明性に関する能力開発イニシアティブの設置・運営及びINDCの実施支援の準備プログラムを歓迎する。

男女間の平等と気候変動

54. 我々は、気候変動がもたらす、女性及び男性への異なる影響を評価することの重要性を認識する。女性は、最も偏重して影響を受けることが多い中、我々は、気候変動の緩和及び適応に関する政策の策定過程において女性が含まれ、主要な役割を担うことを奨励する。

化学物質管理

国際化学物質管理

55. 我々は、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法での、ライフサイクル全体

にわたる化学物質と有害廃棄物の適正な管理を 2020 年までに達成する、というリオ+20 で再確認された目標に向け、とりわけバーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、水俣条約及び SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)の旗下で、G7 メンバーによる様々な努力が行われていることを認識する。化学物質によるリスクは、G7 メンバーの国民にとって最大の懸念の一つであり、我々は、2030 アジェンダの採択を機に、持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画に定められた行動を実施するため、また関連する取組に関する情報交換を促進するため、引き続き努力していくことの重要性を認識する。

56. 我々は、第 4 回国際化学物質管理会議(ICCM4)で開始された会期間プロセスを含め、SAICM の下で行われている 2020 年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する国際的な議論を歓迎し、その加速化に引き続き取り組む。我々は、既存の課題のみならず新しい喫緊の課題に対応すること、人の健康や環境に対する新たなリスクを同定すること及びそれらのリスクを削減することの重要性を認識する。我々は、また、人及び生態系並びにそれらを構成する特に脆弱な部分を保護するため、国連環境総会を含む今後の会合において注意を払い、適切な活動を求めていくこと、及び製品中の化学物質、塗料中の鉛、内分泌かく乱作用を有する化学物質といった特定の懸念事項に関する協力に係る取組を継続することの重要性を認識する。我々は、また、2020 年以降の化学物質と廃棄物の適正管理の継続された関連性に係るバーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議の重要な役割を認識し、化学物質と廃棄物の適正管理の強化に関する長期的な政策を考慮することの重要性を強調する。我々は、これらの取組が、全てのレベルにおける化学物質と廃棄物の効果的な枠組と適正な管理を引き続き牽引すべきであると考えている。

子どもの環境保健

57. 子どもの環境保健は、G7 メンバーにとって特に関心の高い課題である。2002 年のカナダ・バンフで開催された G8 環境大臣会合においては、1997 年の子どもの環境保健に関するマイアミ宣言を実施するための共同の及び個別の活動について検討した。子どもの環境保健に関しては、2009 年のイタリア・シラクサで開催された G8 環境大臣会合でも引き続き議論された。我々は、環境中の化学物質が子どもの健康や成長にどのような影響をあたえるかを理解するための長期的かつ大規模な疫学調査を高く評価しつつ、子どもの環境保健に関する活動を引き続き実施するとのコミットメント及び子どもにとっての安全・安心な環境の重要性を再確認する。我々は、子どもを保護する政策立案を支援するため、環境研究、リスク評価及び基準設定に関する科学的知見の共有を促進する。

水銀に関する水俣条約

58. 我々は、2013 年に採択された水銀に関する水俣条約の早期発効と締約国による効果的な実施への支援を継続する。また我々は、水俣条約の実施に係るベスト・プラクティス(途上国への支援に関する我々の経験を含む)を共有し、来たる第 1 回締約国会議に向け、また同会議上において、締約国との緊密な協力を通じた水俣条約の効果的な実施を促進する。我々は、条約の有効性評価に関連する協調された水銀モニタリングアプローチを推進するために科学的知見を共有する。これにより、条約の目的達成に向けた条約の進捗及び周辺状況に関する重要な情報が得られる。さらに、我々は、実現可能な場合は水銀を含まない製品や技術への代替、及び例えば気候変動とのコベネフィットのような他の政策目的にも貢献する技術の活用も含む水銀の排出及び放出の削減を推進することの有用性を認識する。

都市の役割

都市や準国家主体の役割の重要性

59. 我々は、都市部への人口集中が著しく進む中、都市が、一方では、温室効果ガスの排出による環境被害や環境リスクの原因であり、他方では、市民がその結果によりますます苦しんでいることを再確認する。これは、環境保護を促進し、並びに、気候変動に対処する緩和策及び適応策を含む気候変動への対処をするに当たり、都市の果たし得る役割の重要性が高まっていることを意味する。同様に、我々は、都市や他の準国家主体は、強力で未来指向の様々な環境保護のためのプログラムを既に実施しており、これらの行動の効果を高めるために、都市管理へのより成功したアプローチへと導く多くのグッド・プラクティスを積極的に促進していることを認識する。都市のインフラ整備に関連する強靭性に係る計画を含むこの様な施策は、しばしば、都市住民にとっての公衆衛生や生活の質のための重要なコベネフィットをもたらす。持続可能な開発及び環境保護の促進における都市及び地方自治体による貢献が認識されている。我々は、各国の状況を考慮しつつ、これらの取組を中央政府による取組とあわせて促進することを奨励する。

都市における革新的な行動の促進

60. 都市における環境に関する取組を促進するため、我々は、国家及び自治体を含む非国家主体により取り組まれている、2030 アジェンダ及びリマ・パリ行動アジェンダの下のパートナーシップや協力的なイニシアティブ等の国際的なイニシアティブを歓迎する。我々は、また、都市化を持続可能な方法により形成するとの地球規模での政治的なコミットメントを新たにするために、2016年10月にエクアドルのキトにおいて開催される第三回国連人間居住会議（HABITAT-III）の目標を認識する。我々は、中央政府が、適当かつ必要な場合に、都市を含む準国家主体による取組を促進すべきことに留意する。そのような行動には、都市による成功した革新的な行動の情報及び手段の共有が含まれる。質の高い、強靭な、かつ、持続可能な都市のインフラの重要性を認識しつつ、我々は、また、この様な努力を促進するための環境影響評価及びその他の手段の不可欠な役割を確認する。

海洋ごみ

海洋ごみ; 世界的課題

61. 我々は、海洋ごみ、特にプラスチックごみ及びマイクロプラスチックが海洋生態系にとって脅威であり、2015年のエルマウ・サミットにおいてG7の首脳により認識された世界的課題であることを認識する。我々は、エルマウ・サミットで採択された「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」及び今後の効率的な実施の重要性を再確認する。

「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」実施のための優先的な施策

62. 我々は、G7 ワークショップにおける議論を含め G7 エルマウ・サミット首脳宣言及びその附属書「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」に基づき、とりわけ既存の基盤及び手段、特に地域海条約・地域海行動計画を通じ、G7 及びその他のフォーラム（例：G20）における緊密な連携及び協力により、各国の状況に応じて、以下の優先的な施策の実施にコミットする。(1)陸域を発生源とする海洋ごみの発生抑制及び削減に向けた、環境面で健全な廃棄物管理及び廃水処理のための資金調達の機会の推進、並びに G7 及び関係する優先国間におけるベスト・プラクティスの共有の促進、(2)海洋ごみの削減の促進、とりわけマイクロプラスチックへ分解する前段階におけるプラスチックごみの環境面で健全な回収・処理活動の可能な限りの促進、(3)海洋中に存在する、及び、海域を発生源とする海洋ごみの削減に向けた、UNEP(国連環境計画)、IMO(国際海事機関)及び FAO(国際連合食糧農業機関)を含む適切な機関との協働による国際協力の促進、(4)自然環境、内水及び海洋に流入するごみの発生抑制を可能とする個人の

行動変容をもたらす啓発活動及び教育活動の促進、(5) ごみに関する海洋及び沿岸の環境の状況、ごみの削減に向けた進捗、マイクロプラスチックによる海洋及び沿岸の生物・生態系への影響並びに潜在的な人間の健康への影響を評価するための、そして、科学的な研究及び草の根活動において市民により開始される調査を含む多様な研究活動を積極的かつ効果的に促進するためのモニタリング手法の標準化及び調和に向けた取組。

定期的なフォローアップ

63. さらに、我々は、ベスト・プラクティスを共有するとともに、これらの施策について他国へのアウトリーチ活動を促進するため、G7 メンバーによりとられた行動について、それぞれの議長国の権限に従い、定期的にフォローアップすることにコミットする。

将来の会合

64. 我々は、経済・社会・環境の三側面を、バランスのとれた方法により統合しながら、持続可能な開発のための措置をとることの重要性に留意し、国際社会が直面している国際的な環境上の課題について議論を継続することの価値を確認した。この文脈において、我々は、議長権を有する G7 各国が、それぞれの議長国の権限に従い、G7 環境大臣会合を定期的を開催することを検討すべき旨の同一の見解を共有した。

附属書 富山物質循環フレームワーク

我々、G7の環境担当大臣、上級代表及び欧州委員は、2016年5月15-16日に富山で行われた資源効率性・3Rに関する議論に基づき、

世界人口が2050年までには90億人を超えると予想され、資源需要の増大が資源消費量と廃棄物発生量の増加を招き、これらの傾向が有害物質による大気、土壌、水質汚染を含む自然環境の劣化や気候変動をもたらし、将来世代に影響を及ぼすことを認識し、

異なる資源間のつながりを考慮した適切な資源効率性・3R政策は、環境保全のみならず、資源の持続可能な利用、ビジネスリスクの回避、イノベーション、雇用創出及びグリーン成長に貢献することを理解し、

資源効率性のためのG7アライアンスが、関係者を積極的に巻き込み、ネットワークを支援することを通して恩恵を受ける動的で自発的なプラットフォームであることを強調し、

物質のライフサイクル(採掘、デザイン、製造、使用、リサイクル又は廃棄)や二次資源を含む物質の取引はしばしば世界規模で行われ、それゆえ、関係国や産業界を含む関係者との協力の確保がますます重要であることを再確認し、

3R(リデュース、リユース、リサイクル)プラス再生可能資源の持続可能な利用を含む、資源の効率的及び循環的利用に関するその他の概念の重要性に留意するとともに、持続可能な物質管理、循環型社会及び循環経済の重要性に留意し、

各国特有の事情に応じて、各国が政策やその他の行動を決定する役割を担うことを尊重しつつ、神戸3R行動計画、資源効率性のためのG7アライアンス及びその他の既存のイニシアティブに基づき、今日我々が直面する新たな課題を踏まえ、以下の行動をとることにコミットする。

1. 資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョン

- 我々の共通の目標は、関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を削減し、再生材や再生可能資源の利用を促進することにより、ライフサイクル全体にわたリストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することである。
- これはすべて、資源が繰り返し循環し、自然界への廃棄物の排出が最小化され、廃棄物の拡散を防ぎ、また、自然界における物質循環をかく乱せず、受容され得る程度に環境負荷が管理される社会を確立するためである。
- この様な社会は、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、雇用を生み、競争力を高め、グリーン成長を実現し得る、自然と調和した持続可能な低炭素社会をも実現するものである。

2. G7メンバーによる野心的な行動

○目標1: 資源効率性・3Rのための主導的な国内政策

1-1 政策の統合及びポリシーミックス

- ライフサイクルアプローチや持続可能な開発の環境、経済、社会的側面を考慮しつつ、資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合し、促進する。

- 産業界を含む多様な関係者のポテンシャルを最大化するために、規制的措置に加え、透明性や説明責任を確保しつつ、事業者による自主的な行動や情動的措置等の適切な政策及び措置を最大限活用する。

1-2 資源の効率的かつ最大限の利活用

- 資源効率性及び温室効果ガス排出削減の観点から、リサイクルに加え、リデュース及びリユースを促進する。
- 廃棄物管理のヒエラルキーに従い、リサイクルや飼料化、コンポスト化、エネルギー回収等の様々な措置から、地域の実情や廃棄物の種類に応じた最適なアプローチを採択することを通じて、廃棄物の最小化と環境上安全な最終処分を図る。
- 廃棄物管理のヒエラルキーに従い、廃棄物の有効利用を更に進める効率的なエネルギー回収技術を開発し、導入する。
- 大量に発生する災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設の整備及びエネルギー供給拠点としての活用の推進を行うことにより、自然災害の頻発化や激甚化に対処し、環境上適正な災害廃棄物管理を進める。

1-3 地域の多様な主体と連携したイニシアティブ(産業・地域共生)

- 地域の多様な主体間の連携(産業・地域共生)に基づき、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進する。
- 地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割に着目し、地域での資源循環を促進する。
- 例えば、使用済み製品の回収、再生材の地域での活用、リサイクルが困難な廃棄物を処理する施設のエネルギー供給拠点化や防災拠点化を通じて、地域のまちづくりにおける資源効率性や3R(及び関連するその他の概念)の採用を奨励する。

1-4 最終需要者/消費者に対する行動

- とりわけ、信頼のできる、容易にアクセス可能であり、理解のできる情報や環境配慮型製品を消費者に提供することを通じて、最終需要者(消費者)が情報に基づきかつ持続可能な選択を行うための動機付けや啓発を実現、奨励し、家庭レベルでの持続可能な消費行動の実践を促す。
- 持続可能な消費や、欲深くならずに分相応のところまで満足すべきという考え方である「足るを知る」、スマートな購買、グリーンな公共調達、リユース、リペア、シェアリング等の新サービス、エコラベリング等による環境的な及び経済的な利点に対する消費者意識の向上を促進する。

具体例:食品ロス・食品廃棄物を含む有機性廃棄物に関する野心的なイニシアティブ

- 生態系の他の機能への影響を考慮しつつ、有機性廃棄物、特に食品ロス・食品廃棄物の削減、食品廃棄物の効果的な再生利用、エネルギー源としての有効利用、廃棄物系バイオマスの利活用を促進する。
- 国連持続可能な開発目標のターゲット 12 の3に沿って、国内や地域での政策や計画の策定等、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けたイニシアティブを加速させる。
- 食品廃棄物を有効かつ安全に削減し、利用することに伴う環境、経済、社会便益について、情報交換や協力を通じて各国の知見の共有を進める。この様な活動には、食品廃棄物そのものや、食品廃棄物の削減がもたらす気候変動上の便益等の関連する環境上の便益を測る比較可能な方法論の開発に向けた連携を含む。

○目標2:グローバルな資源効率性・3Rの促進

2-1 他の国々との協力

- 資源効率性に関するG7アライアンス等の適切な国際協力の機会を通じて、ベスト・プラクティスや適用可能な最良技術(BAT)、有用な教訓を他の国々と共有する。
- 途上国における効果的な資源効率性・資源循環政策に必要な能力の構築を支援する。こうした活動には、二国間又は多国間パートナーシップ(例えば、アジア太平洋3R 推進フォーラムや短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション)を通して、相手国でプロジェクトを実施する際に、科学的及び統計的な情報を整備する取組を含む。これらの取組は陸域起源の海洋ごみ対策にも寄与し得るものである。
- 災害廃棄物管理の分野において、都市化や気候変動の進展により頻発する地震等の災害による影響が激甚化しているアジア太平洋の世界的なホットスポット地域等の、巨大自然災害を経験する国・地域を支援する。

2-2 グローバルサプライチェーンにまたがる協力

- 物質のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮しつつ、資源効率性を向上させる持続可能な調達の実践を促進する。
- ビジネスにおける環境上適正な意思決定を促進するため、ライフサイクルを通じたデータの適切な共有を含む、産業の上流側と下流側の協力と連携を推進する。
- 上流産業における、再生可能資源の利用を含むリユース及びリサイクルのための積極的な取組を奨励する。

具体例: 電気電子廃棄物(E-Waste)の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な管理能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

○目標3: 着実かつ透明性のあるフォローアップ

3-1 G7メンバーによる国内の取組

- 本フレームワークに基づく行動の進展についての方向性を与えるための、適切かつ科学に基づき、広く認知された国内指標を検討する。
- 他の国々が参考とできるよう、算定方法や指標、レビュー結果の共有を含む透明性のあるフォローアッププロセスを国内で構築する。

3-2 国際的な取組

- 様々な環境影響の低減効果や資源ストックの有効性を測ることのできる指標を特定する国際的な取組を支援する。
- ワークショップやその他のフォーラムを通じて、本フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続する。
- 議長国イタリアのもと、我々は、UNEP 国際資源パネル及び OECD から提出された報告書及び勧告や、資源効率性のための G7 アライアンス・ワークショップの教訓に基づき、資源効率性・3R を推進するた

めの政策行動や優先順位、次のステップについてフォローアップし、議論する。

- 資源効率性のための G7 アライアンスの活動に基づき、また、関係者や関連する国際機関とも議論しながら、サプライチェーンを含むライフサイクルに基づく物質管理や資源効率性、3R を推進するための行動を優先順位付けするロードマップを作成する。

別添

表. G7 メンバーの取組の例

<p>日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 枠組法としての循環型社会形成推進基本法と、実施計画である循環型社会形成推進基本計画を策定。基本計画は5年ごとにレビュー。 ● 資源生産性(460,000 円/トン)、循環利用率(17%)、最終処分量(1,700 万トン)それぞれに、2020年までの達成目標を設定。他の補助指標も適宜レビュー。 ● 家リ法再商品化率の引き上げ、小型家電リサイクル法の導入。 ● 東日本大震災で発生した災害廃棄物の8割以上を再生利用。近年の災害での教訓・知見を踏まえ、廃棄物処理法・災害対策基本法改正を含む災害廃棄物対策を強化。
<p>イタリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 循環経済に関する省庁間連携組織を確立。 ● 2016 年 2 月に採択された循環経済及び資源効率性に関する環境法。包括的なグリーン法、2030 アジェンダ-SDGsや MFA に基づいた国家持続可能な開発戦略の改定、策定中の持続可能な生産と消費に関する行動計画。 ● 国会監査の下で、食品廃棄物を回避し、他の製品の再使用を促進するための国家法。 ● 都市廃棄物及び産業廃棄物(非有害及び有害)に対する特定の廃棄物の削減目標を設定する国家廃棄物発生抑制プログラムを採択。 ● TMRを、1990 年比で2010 年までに25%、2030 年までに75%(ファクター4)、2050 年までに90%(ファクター10)減少させる目標を設定(持続可能な開発戦略 2002 年において設定。) ● 国家レベルでの分別収集の義務的目標を設定。 ● 国家レベルでのリサイクル性能を改善。 ● 再使用のための引き取りメカニズム、及び民間企業間の産業共生モデルを通じた関係の促進。持続可能な公共調達(義務的環境基準)の拡大活用も通じたりサイクル製品市場及び二次原材料の質の向上。二次原材料を用いた製品購入支援のための消費者、企業、地方当局を動機付けるメカニズムを定義。環境税制改革の実施(例:エコ製品に対する減税、環境効率的企業に対する税控除、優秀リサイクル地方当局に対するインセンティブ、90 年代の燃料税低減の復活、汚染トラックに対する EHS の削減)
<p>カナダ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 3Rに関し、化学物質の排出を削減し、生産者責任を強化し、廃棄物に関するビジョンと行動計画を策定し、廃棄物及び化学物質排出に関する統計を整備。 ● 物質のライフサイクル全体での資源利用の影響とコストに関する科学研究の推進及びデータ収集の実施。 ● 2014 年に、電気電子廃棄物の環境上適正な管理に関する報告書を発表。 ● 拡大生産者責任に関する全カナダ行動計画の採択、現在 160 の自主的及び法制化されたEPRプログラム、グリーン鉱業イニシアティブの実施。

フランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年8月に、循環経済への移行を目指した目標や取組を含むグリーン成長へのエネルギー移行法を公表。資源プログラムを含み、5年ごとに改定される循環経済戦略の策定を計画。 ● 環境基準及び資源生産性目標に資源ヒエラルキーを統合。 ● 物質消費量、MSW 発生量及び処理量その他の関連する指標をモニタリング。物質生産性は1990年比1.5倍に改善(2012年)。 ● 戦略的物質委員会(COMES)を設置し、特定し、資源効率性及びリサイクルを促進し、戦略的物質の可能な代替を検討し、また、より一般的には、戦略産業セクター及び地方レベル(産業共生)における資源効率性及び循環経済の実施を促進する。 ● 小売業における賞味期限切れ間近の食品の再分配に関する法律を導入。 ● 自主的なフットプリントラベルの開発。 ● 拡大生産者責任スキームの開発。
米国	<ul style="list-style-type: none"> ● 2009年に持続可能な物質管理(SMM)への移行を開始。 ● 2013年に、都市固形廃棄物発生量及びリサイクル率に関するデータを含む「持続可能な物質管理の前進:事実及び図レポート」を公表。 ● ライフサイクルシンキングを政策及びビジネス決定に組み込む支援のための複数の取組の開始(例えば、ツール開発、ガイダンス、パイロット、LCA研究センターの設置。) ● 特に、食品や家電、構築環境セクターに対するSMMアプローチを継続して推進。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能性指標として、一次資源等価換算物質消費量(Raw Material Consumption)(ヘッドライン指標)、家庭廃棄物リサイクル率、建設及び解体廃棄物の回収率をモニタリング。 ● 埋立税やレジ袋有料化等の廃棄物発生抑制に関する様々な経済的手法を実施。 ● 発生抑制プログラムを実施。これは、政府・企業・第3セクター・消費者・その他に適用する廃棄物の発生抑制と削減及び資源効率の改善のための幅広い手法を含み、より循環経済への移行を進めるためのものである。その手法例として、以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ WRAPの主導による、食品及び包装、衣服、電気電子機器を対象に含む資源効率に関する自主的取組を実施。 ➢ 2007年より、サプライチェーン及び家庭における食品廃棄物削減を目的とする大規模な関与を実施。それ以前の合意の成功に基づき、WRAPは2016年3月に2025年コートールドコミットメントを公表。これは、食品及び飲料の生産と消費をより持続的なものにするための食糧システムにわたる機関(生産者から消費者まで。)をまとめる野心的な自主協定である。 ● 政府は、政府活動に伴う環境影響を削減するためのグリーン政府コミットメント(GGCs)の一部として、より持続可能な製品の調達にコミット。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ● 循環経済法(1996)、直接埋め立て禁止(2005)、原材料戦略(2010)等の資源効率・3R関連政策。 ● 2016(ProgRess II)を最初とし、4年毎にレビューと更なる策定を行うドイツ資源効率プログラム(ProgRess)(2012年)。 ● 各種物質フロー指標を測定、原材料生産性を2020年までに1994年比2倍とする目標を設定し、輸入品のための原材料使用(間接輸入)を含む新たな指標、目標を公表。 ● 最も関連する分野での持続可能な消費を奨励、強化する持続可能な消費のためのドイツ国家プログラム(2016)を公表。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 物質資源効率性庁(2006)、資源効率性センター(2009)を確立。
EC	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の資源効率的な欧州フラッグシップイニシアティブ及びロードマップ(2011)に加え、2015年12月に循環経済パッケージを提案。同パッケージは、MSW,及び包装廃棄物のリサイクル率強化、埋立ての段階的廃止、食品廃棄物の発生抑制、循環経済の「ループを閉じる」ための対策に関する行動計画から構成されている。行動計画では、製品ライフサイクルの全段階に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産(例:エコデザイン) ➢ 消費(例:グリーン公共調達) ➢ 廃棄物管理 ➢ 二次原材料市場の活性化、水の再使用促進 ● 行動計画は、循環経済において移行を足元から起こすためのイノベーションと投資を促進するための手段と同様に、栄養素、プラスチック、希少原材料、建設及び解体廃棄物並びにバイオマスに関する標的とする行動も見越している。 ● 欧州統計局が EU 加盟国の物質フロー指標及び資源生産性を算出、集計。EU 資源効率性スコアボードを公表。 ● 資源効率性・原材料スコアボードに基づいて循環経済のためのモニタリングフレームワークを策定。

※2016年2月に横浜市において開催されたワークショップにおける資料をもとに日本国環境省及び地球環境戦略研究機関が本表のドラフトを行い、G7メンバーからの意見に基づき取りまとめた。